

令和4年度

第11回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和5年1月18日(水)午後2時00分から午後3時20分

2 開催場所 ペガサート6階プレゼンテーションルーム

3 出席委員(17人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代

10番 小村 寿文 11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

4 欠席委員 15番 深井 曉美、19番 森田 早苗

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 非農地証明申請について

議案第68号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第69号 非農地の承認について

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第44号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第46号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について

報告第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消について

報告第48号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主任 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主査 福地 雅俊、主任主事 奥津 史郎、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

7 会議の概要

議長 長 ただ今から令和4年度第11回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、15番 深井 暁美委員、19番 森田 早苗委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

16番 堀場 正明委員、17番 美尾 明委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第63号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第63号朗読】**

計画は2ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課職員から説明いたします。

農地利用課 それでは、本日、1月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。令和5年1月23日に公告を予定している所有権移転については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画(案)につきましては、2ページにありますとおりで、売買件数としては1件です。では2ページをご覧ください。所有権移転は、左側の整理番号1番の清水区の農地で合計2筆、面積が合計862㎡です。申請事由ですが、譲渡人は高齢のため農地の管理は難しく、また、譲受人は清水区在住の65歳の認定農業者で、柑橘を中心に今後規模拡大をしたいと考えており、双方で話がまとまったため今回の所有権移転の申請となりました。譲受人は、65歳と比較的高齢ではありますが、34歳の息子も農業経営に携わり、後継者として認められるため、問題はないと判断しました。農業経営基盤強化促進法による所有権移転

には、売り手には800万円までの譲渡所得控除を受けられるメリットがあり、買い手にも不動産取得税の軽減など売買に係る費用節減のメリットがあります。また、土地登記の手続きも市の職員が行いますので、かかる費用を抑えることもできます。以上を持ちまして農用地利用集積計画（案）の説明とさせていただきます。

議 長 次に、ただいまの説明に関連し、事務局から補足説明をお願いします。

農地利利用課 ただいま説明のありました農地利利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これより、質疑に入ります。議案第63号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第63号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第63号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第64号朗読】**

申請は4ページ、5ページに記載のとおり13件でございます。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号88から92を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

－ 委員退席 －

議 長 それでは、地区審査を行いました2班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 2班です。整理番号88番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号89番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号90番、91番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。両案件とも、駿河区の案件です。現況は普通畑で交換による所有権の移転です。当該農地は、

それぞれが交換相手の自宅や所有する農地に近接しており、交換することでお互いに耕作の効率化を図ることができるため、今回の申請に及びました。整理番号92番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

10番 以上、職員から説明がありました5件については、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の2班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第64号中整理番号88から92について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第64号中整理番号88から92は、原案のとおり決定いたしました。

— 委員着席 —

議 長 それでは、議案第64号中整理番号88から92を除く8件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号85番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号86番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者は、野菜類を主に栽培している一般法人です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号87番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。

9番 以上、職員から説明がありました3件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号93番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、贈与者は市外に住んでおり、農地を耕作することができないため、所有する農地を隣接農地の所有者に

贈与するものです。整理番号94番、95番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。両案件とも、葵区の案件です。現況は普通畑で交換による所有権の移転です。当該農地は、所有者間で交換することで合意し、今回の申請に及びました。整理番号96番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は隣接農地を所有しており、経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

10番 以上、職員から説明ありました4件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号97番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑、田で、親族間の財産分与による所有権の移転です。申請事由ですが、離婚のため、譲り渡し人は譲り受け人の要望に応えるということで申請に及んだものです。今回は、もともと3分の2を所有している譲り受け人が今回申請している3分の1を譲り渡し人から譲り受けることで最終持ち分はすべて譲り受け人の所有となります。

13番 以上、職員から説明がありました1件については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

9番 整理番号86番の法人について、教えてください。

事務局 一般法人であります。スーパーが経営している関係の子会社であり、この後、3条を解約し中間管理の方で契約を結び直しいたします。

議長 整理番号85番について、何を耕作するのですか。

事務局 アロエを栽培し、買い取っていただける法人に卸す予定です。

議長 一般法人と適格法人の違いを教えてください。

事務局 大きな違いとしては、一般法人では、借りることしか出来ませんが、適格法人であれば所有権移転も可能となります。

議長 発言もないようですので、議案第64号中整理番号88から92を除く8件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第64号中整理番号88から92を除く8件は、原案のとおり決定いたしま

した。したがって、議案64号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第65号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第65号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号14番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、申請人は営農型太陽光発電設備の一時転用許可を受けましたが、このたび、転用期間が切れるため、三度目の更新の申請となります。太陽光パネルの設置枚数は200枚、発電出力は49.6kwです。パネルの下部における主な耕作物は、みかん、ポンカン等の柑橘類ときゅうり、なす等の野菜類の栽培です。野菜類は一年目から、柑橘類は三年目から順調に収穫されています。知見を有する者からの所見として、次年度以降も適格な栽培管理が成されれば、地域の平均収穫量を達する見込みがある意見書も添付されています。整理番号15番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、現在借家住まいをしておりますが、今後子供への住環境も考え、住宅の建築を計画し申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われま。

9番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

13番 整理番号15番の農地区分の判断理由を教えてください。

事務局 市街化区域から概ね500m以内なので、第2種の判断いたしました。

7番 整理番号15番について、代替性の検討はしていますか。

事務局 代替性についても検討してあり、大小土地があり、大きな土地について、分筆しても畑の中央なるような土地であれば、転用の対象とはならないです。

議長 発言もないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第65号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第66号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第66号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり4件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議 長 それでは、議案第47号について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1班です。整理番号71番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、申請人は、食品製造業を営んでいる法人であります。従業員の増員に伴い駐車場が不足しているため、申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。水の使用はなく雨水については自然浸透です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号72番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、手狭になったため、所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

9 番 ただ今、事務局から説明のありました2件について、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 3班です。整理番号73番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、申請者は県外に建設業を営んでいる法人です。第10回の総会で申請のあった、県道のトンネル工事の切り回し道路に付随する。仮設ヤード置き場を探していたところ、所有者と話がまとまり、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。転用期間は契約書に伴い11か月と1年と異なります。整理番号74番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権と使用貸借の設定です。申請者は、県外に本社を置く電気工事業を営む法人です。申請事由ですが、葵区での送電線の工事があり、露天資材置場及び露天駐車場等を探していたところ、所有者と話しがまとまり一時転用の申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判

断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ
ます。代替性も検討され、転用面積も適当と思われ
ます。一時転用期間は、3年間とな
ります。

13番 ただ今、事務局から説明のありました2件について、3班としては許可相当と
判断しました。ご審議よろしくお願
いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある
方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第66号について、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第67号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いしま
す。

事務局長 **【議案第67号朗読】**

申請は11ページに記載のとおり5件となります。内容につきましては、担当職
員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号29番から31番は同一案件のため、合わせて説明いたしま
す。清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの
案件ですが、昭和27年に、建物所有者の亡父が住宅を建築し現在に至り、証明基
準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年12月27日に、地
区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。

9番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、1班としては承認するこ
とが適当と判断しました。ご審議よろしくお願
いします。

事務局 3班です。整理番号32番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況
が、宅地と山林の2種類の申請となります。まず、現況が宅地の申請は平成4年頃
に亡父が倉庫を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地
に該当します。現況が山林の申請は昭和60年ころから耕作されない状態が続き、
現在に至ります。証明基準5の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化
し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年12月26日に、地区担当
農業委員の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。整理番号33番、
葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。申請地は昭和元
年に亡父が居宅を建築し現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土

地に該当します。令和4年12月26日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。

13番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第67号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第67号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第67号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第68号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第68号朗読】**

申出は13ページに記載のとおり7件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号40です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農業に従事していました。12月26日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号41です。こちらの生産緑地は令和元年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。12月26日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号42です。こちらの生産緑地は令和2年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。12月28日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号43です。こちらの生産緑地は駿河区の2筆は平成19年、駿河区の1筆は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。12月26日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号44です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。1月4日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号45です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。1月5日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号46です。こちらの生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農業に従事

していました。12月28日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました

議長 ただいまの議案第68号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言もないようですので、議案第68号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第68号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第69号について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第69号朗読】**

該当者は15ページから32ページに記載のとおり152名の案件であります。
内容につきましては、担当職員から説明いたします

事務局 提案理由は、農地法第30条の規定による、農地利用状況調査の結果、森林の様相を呈し、再生利用が困難な農地で、かつ、意向調査において、今後も農地として利用意向がないと確認した遊休農地を、非農地とすることについて、本会の承認を求めるものです。今回、これに該当する農地所有者は、152名、内訳は598筆286,600.13㎡です。次のページ、15ページから28ページまでが非農地化を実施する農地の筆一覧となっております。それでは、この調査について、資料を使用して、説明させていただきます。資料の束にあります、右上、資料1『再生利用が困難な農地の非農地化について』をご覧ください。1「非農地化の取り組み」ということで、静岡市農業委員会では、平成26年度より、山林・原野化が進行した10ha以上の白地農地を含む、市内11地区を重点地区として、農地法第30条に基づく農地利用状況調査を行い、『再生利用が困難と判定された農地』について、農地法の運用に基づき、非農地化を実施しております。そして、静岡市農業委員会では、農業委員会等に関する法律で定める所掌事務を円滑に行うため、農地最適化委員会及び農政対策委員会の2つの専門委員会を設置しており、農地最適化委員会では、農地利用状況調査の実施計画及び調査結果の取りまとめを行うこととなっております。この非農地化に関しては、農地最適化委員会にて実施計画の策定及び非農地化の地区を選定し、農地利用状況調査ののち、その結果の取りまとめを行いました。令和3年度までに、8地区で非農地化を実施しました。令和4年度は、昨年度に引き続き、清水区について、非農地化を実施したものになります。中段の枠線内が、農地法の運用にも基づく非農地化の説明となりますが、農地利用状況調

査の結果、既に森林の様相を呈している場合や、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ない等、『農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地』があった場合は、『農地』に該当しない旨判断を行うこととなっております。その下、2「非農地化の実績」ですが、この表にあるとおり、これまで非農地化を実施してまいりました。そして、地区番号B-02清水区について、昨年度から実施しており、今年度は網掛けの部分を実施し、そして、来年度も継続して実施する予定です。それでは裏面をご覧ください。実際の事務の流れを説明させていただきます。上から、まず農地最適化委員会にて、非農地化を実施する対象地区の選定を行います。その次、対象地区の事前調査ですが、対象地区から対象筆・農地所有者の抽出を行い、補助金、他の公共事業への影響確認を行います。今年度は、清水区大内及び柏尾の627筆29.8haが対象となりました。そして、対象農地の山林・原野化の進行具合、周辺農地の状況確認をするため、9月に農業委員、推進委員、農林事務所、事務局職員で目視による現地確認を行いました。そして、農地所有者に対して、耕作しているか否か、意向調査を行いました。その結果、152人から『耕作していない』と回答をもらい、598筆28.6haに対して非農地化を実施することとしました。これらの内容について、第2回農地最適化委員会で承認を得たため、今回の総会にて、非農地承認議決をお願いします。なお、本会の審議の結果、非農地に該当すると承認された場合には、農地所有者に資料3ページにあります「非農地通知書」を送付するとともに、地目変更登記を依頼します。また、同時に、法務局及び市固定資産税課に対し、非農地に関する情報提供を行います。裏の4ページが調査結果となります。赤い枠の農地が、非農地化を実施する28.6haの部分となります。そして、次のページ、5ページが現地写真となります。山林・原野化が進行していることが確認できるかと思えます。

議長 ただいまの議案第69号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第69号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第69号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第43号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第43号朗読】**

通知は30ページから32ページの16件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局

整理番号124番と125番は同一の案件です。耕作地は水捌けが悪く農作物の収穫量が思わしくないため返還するとのことで、合意解約しました。整理番号126番と127番は同一の案件です。耕作者を法人構成員でもある担い手個人へ変更するため、合意解約しました。整理番号128番については、賃借人の父子間の経営継承にかかる名義変更のため、合意解約しました。整理番号129番については、賃借人の相続人が県外在住により満足に耕作できないため、合意解約しました。整理番号130番と131番は同一の案件です。耕作者が傷病により農作業が困難になり、やむなく合意解約しました。整理番号132番と133番は同一の案件です。耕作者が労働力低下のため、合意解約しました。整理番号134番については、耕作者が高齢になり傾斜地につき農作業が困難になってきたため、合意解約しました。整理番号135番については、耕作者が個人名義から法人名義へ変更するため、合意解約しました。整理番号136番については、耕作者が死亡したため、合意解約しました。整理番号137番については、中間管理事業へ切り替えるため、合意解約しました。整理番号138番と139番は同一の案件です。耕作者が傷病により規模縮小するため、合意解約しました。

議長

ただいまの報告第43号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第43号を終わります。次に、報告第44号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

【報告第44号朗読】

届出は34ページから40ページの72件がございました。その内訳は、4条の転用が16件、5条の転用が56件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が48件、使用貸借による権利の設定が8件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第44号について、発言のある方は挙手をお願いします。

13番

4条の168番について、お聞きします。もともと会社が、農地を所有していたのですか。

事務局

市街化のため、初めから会社の持ち物であります。地目変更のための届出です。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第44号を終わります。

次に、報告第45号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第45号朗読】**

届出は42ページ、43ページの27件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第45号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第45号を終わります。

次に、報告第46号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第46号朗読】**

申出は45ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第46号について、発言のある方は挙手をお願いします。

9番 どんな理由で、取消になったのですか。

事務局 この先、まだ事業の転用が出来ないため、取り消しました。

9番 換地されるとは、どのようなことでしょうか。

事務局 換地とは、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業によって、従前の宅地を造成・整形化し、その地権者に対し、新たに交付される土地となります。土地改良区のため、非農用地区域になり再申請も出ない可能性があります。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第46号を終わります。

次に、報告第47号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第47号朗読】**

申出は47ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第47号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第47号を終わります。

次に、報告第48号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第48号朗読】**

申出は49ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。

整理番号16は、12月8日、最適化推進委員と整理番号17、18は、12月7日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上3件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議長 　　ただいまの報告第48号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第48号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第11回総会を閉会いたします。